

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 厚別区公園遊器具等維持管理業務（■地区）

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 2 履行期間 令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月 31日まで
- 3 契約保証金 免除する。
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を
保有する。

令和 4年 3月 日

委託者 札幌市
代表者 市長 秋元克広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款に定めるもののほか別冊の仕様書（図面、設計説明書及びこれに対する質問回答書を含む。）に従ってこれを履行しなければならない。

2 受託者は、仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた事項については、委託者の指示に従うものとする。

3 受託者は、あらかじめ業務工程について委託者と協議し、業務着手の際には、業務着手届とともに工程表、現場代理人届等を委託者に提出しなければならない。ただし、業務工程に関し、協議が整わない場合は、委託者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(担当職員)

第4条 委託者は、受託者の業務履行について、必要な連絡指導等を行う担当職員を定め、書面をもって受託者に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。

(貸与品又は支給材料)

第5条 委託者から受託者への貸与品又は支給材料の数量、規格、品質及び引渡場所は別に示すところによるものとし、引渡期日は業務工程に基づき委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 委託者は検査済みの貸与品又は支給材料を供給するものとする。

3 貸与品又は支給材料は、受託者の立会いのもとに引き渡すものとする。この場合において、受託者は、借用書又は受領証を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、受託者の責により、貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指示に従って代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(作業内容等の変更)

第6条 第1条第3項に規定する業務工程（作業数量や回数、作業内容等を含む）に変更を生じた場合、又はこれにより委託料に増減が発生する場合は次の各号に定めるところによる。

(1) 委託者と受託者とが協議の上、委託者は受託者に書面をもって業務工程又は内容の変更を指示する。

- (2) 委託料の増減にともなう金額については、委託者が当初契約に基づき作業の増減を加味し積算した金額とする。
- (3) 変更指示を受けた受託者が指示を承諾する場合は、変更承諾書（様式 34）を提出しなければならない。
- (4) 第 9 条別紙に定める第 1 期の業務についての変更指示は、3 月 15 日の着手日時点で作業の実施が確定されているものに行う。

（業務期間の変更）

第 6 条の 2 特別の理由により業務期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が工期の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務の中止）

第 6 条の 3 自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前 2 項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害の負担）

第 7 条 受託者は、業務の履行に関し、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査及び確認等）

第 8 条 受託者は、第 9 条別紙に定める各期の業務が終了又は完了したときは、書面をもって委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日間以内（以下、「検査期間」という。）に受託者の立会いのもとに業務内容の検査（以下「終了検査」又は「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、終了検査又は完了検査に合格しないときは、委託者の指示により直ちに補

正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第9条 受託者は、業務の成果について別紙支払比率表に定める期ごとに、終了検査又は完了検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、別紙支払比率表で算出される金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に別紙に定める金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に終了検査又は完了検査をしないときは、その期限を経過した日から終了検査又は完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、契約の履行に際して、業務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の金額から業務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の金額の支払を保留することができる。

6 第6条の規定に基づき、委託料に増減があった場合は、別紙支払比率表により算出される最終期に支払う金額を増減して支払うものとする。

7 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

8 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(かし担保)

第10条 委託者が第8条の規定に基づき業務の確認検査を行った後、その業務内容にかしが発見されたときは、受託者は、委託者の請求により、受託者の費用をもって直ちに補正しなければならない。

2 委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて、前項の補正に代え、又は補正とともに損害の賠償を求めることができる。

3 受託者が前2項の補正に応じないときは、委託者は、受託者に代わって補正を行うことができる。この場合における委託者の補正に要した費用は、受託者の負担とする。

4 委託者は、前3項の規定によるかしの補正又は損害賠償の請求は、第8条に規定する業務終了又は完了後、1年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受託者の故意又は重大な過失による場合は、当該請求期間は3年とする。

(履行遅延における違約金等)

第 11 条 委託者は、受託者の責に帰すべき理由により第 1 条第 3 項に規定する業務工程どおり業務を終了又は完了することができない場合においては違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、第 9 条別紙支払比率表に定める期間の属する業務工程の期に定める金額につき、履行期間の翌日から終了検査又は完了検査（第 8 条第 3 項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該終了検査又は完了検査に要した日数を除くものとする。

3 委託者の責に帰すべき理由により第 9 条の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約の解除とそれに伴う措置)

第 12 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 札幌市契約規則第 34 条第 1 項各号に該当するとき。

(2) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- 2 前項第1号の規定により、この契約を解除した場合において、委託者は既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を、受託者に支払わなければならない。
 - 3 受託者は、契約が解除された場合においては、次の各号に定める措置をとらなければならない。
 - (1) 第5条の規定による貸与品があるときは、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - (2) 第5条の規定による支給材料があるときは、業務の既成部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は業務の既成部分検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 4 第1項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

- 第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の10分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。
- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(受託者の解除権)

第 12 条の 3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条の規定により業務工程を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 6 条の 3 の規定による業務の履行の中止期間が業務期間の 10 分の 5 (業務期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が終了又は完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 12 条の 4 委託者は、この契約が解除された場合においては、業務の既成部分を検査の上、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の既成部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 第 3 項前段及び第 4 項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 12 条又は第 12 条の 2 第 2 項の規定によるときは委託者が定め、第 12 条の 3 の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合行為に対する措置)

第 13 条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前 2 項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（秘密の保持等）

第 14 条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、業務の履行に当たり、地区住民等に迷惑を及ぼすことのないよう、責任をもってこれに対処しなければならない。

（裁判管轄）

第 15 条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 16 条 受託者はこの約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

第9条 支払比率表

この業務の各期の委託料支払比率は下表のとおりとする。

期	期 間	支払比率
第1期	4月1日～5月31日	20%
第2期	6月1日～8月31日	60%
第3期	9月1日～11月30日	15%
第4期	12月1日～3月31日	5%
合 計		100%

契約金額に上記の支払比率を乗じた額を該当する期間の支払金額とする。ただし、第1期から第3期については1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、端数については第4期分で支払うものとする。

支払金額表

この業務の各期の委託料支払金額は下表のとおりとする。

期	期 間	支払金額
第1期	4月1日～5月31日	
第2期	6月1日～8月31日	
第3期	9月1日～11月30日	
第4期	12月1日～3月31日	
合 計		